

交通事故自動記録装置の設置及び運用要領の制定について

(平成15年4月16日島交指甲第143号ほか県警察本部長例規通達)

この例規通達は、自動記録装置の適正な設置及び運用を図り、交通事故捜査を適正かつ科学的に行うために必要な事項を定めたものです。